④　地方運輸局の事務所の長は、第二項の規定による申請書の提出があつたときは、第十五号表上欄に掲げる乙種特定海域運航責任者の資格に関し次の各号に掲げる要件のいずれかに適合する者について、第一項の有効期間の更新を行う。

一　当該有効期間が満了する日以前五年以内に特定海域航行船舶において船長又は甲板部の当直を行う職員として二月以上従事した経験を有すること。

二　当該有効期間が満了する日以前五年以内に特定海域航行船舶の安全運航等に関し国土交通大臣が告示で定める基準に適合する講習の課程を修了したこと。

⑤　前二項の有効期間の更新がされたときは、その認定の有効期間は、従前の認定の有効期間が満了する日の翌日（第二項ただし書の場合にあつては、従前の認定の有効期間の更新を受けた日）から起算するものとする。

⑥　地方運輸局の事務所の長は、第三項又は第四項の規定による有効期間の更新を受けた者に対し、その者の船員手帳に第七十七条の十一第一項の認定がなお効力を有する旨の証印をする。

⑦　第七十七条の十一第三項の規定は、前項に規定する証印について準用する。

第七十七条の十三・第七十七条の十四　（略）

（権限の委任）

第七十八条の三の二　（略）

②　前項の規定により地方運輸局長に委任された権限のほか、法第百十七条の二第三項（法第百十七条の三第三項及び第百十七条の四第三項において準用する場合を含む。）の規定による証印の拒否及び法第百十七条の二第四項（法第百十七条の三第三項及び第百十七条の四第三項において準用する場合を含む。）の規定による証印の抹消は、地方運輸局長に行わせる。

③～⑤　（略）

第十号表（第七十七条の六、第七十七条の六の二十二―第七十七条の六の二十四、第七十七条の七関係）

一　甲種危険物等取扱責任者（低引火点燃料）	申請日以前五年以内に、次のいずれかに適合すること。 1　次の(1)から(4)までに適合すること。 (1)　（略） (2)　低引火点燃料船において、船長又は甲板部若しくは機関部の職員若しくは機関部の部員であつて機関部の部員が行うべき作業全般に関し責任を有するものとしてその職務に一月以上従事した経験を有すること。 (3)　低引火点燃料船における燃料の補給作業に三回以上従事した経験を有すること又は当該作業に一回以上従事した経験を有すること及び国土交通大臣が告示で定める基準に適合する講習の課程を修了したこと。 (4)　（略）

第七十七条の八・第七十七条の九　（略）

（権限の委任）

第七十八条の三の二　（略）

②　前項の規定により地方運輸局長に委任された権限のほか、法第百十七条の二第三項（法第百十七条の三第三項において準用する場合を含む。）の規定による証印の拒否及び法第百十七条の二第四項（法第百十七条の三第三項において準用する場合を含む。）の規定による証印の抹消は、地方運輸局長に行わせる。

③～⑤　（略）

第十号表（第七十七条の六、第七十七条の六の二十二―第七十七条の六の二十四、第七十七条の七関係）

一　甲種危険物等取扱責任者（低引火点燃料）	申請日以前五年以内に、次のいずれかに適合すること。 1　次の(1)から(3)までに適合すること。 (1)　（略） (2)　低引火点燃料船において、船長又は機関部の職員若しくは機関部の部員であつて機関部の部員が行うべき作業全般に関し責任を有する職務に一月以上従事し、かつ、燃料の補給作業に三回以上従事した経験を有すること。 （新設） (3)　（略）